

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等
に関する条例（案）

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 児童発達支援

第1節 基本方針（第4条）

第2節 人員に関する基準（第5条—第8条）

第3節 設備等に関する基準（第9条・第10条）

第4節 運営に関する基準（第11条—第53条）

第5節 共生型児童発達支援に関する基準（第54条—第57条）

第6節 基準該当児童発達支援に関する基準（第58条—第64条）

第3章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針（第65条）

第2節 人員に関する基準（第66条・第67条）

第3節 設備等に関する基準（第68条）

第4節 運営に関する基準（第69条—第75条）

第4章 放課後等デイサービス

第1節 基本方針（第76条）

第2節 人員に関する基準（第77条・第78条）

第3節 設備等に関する基準（第79条）

第4節 運営に関する基準（第80条—第82条）

第5節 共生型放課後等デイサービスに関する基準（第83条）

第6節 基準該当放課後等デイサービスに関する基準（第84条—第87条）

第5章 居宅訪問型児童発達支援

第1節 基本方針（第88条）

第2節 人員に関する基準（第89条・第90条）

第3節 設備等に関する基準（第91条）

第4節 運営に関する基準（第92条—第95条）

第6章 保育所等訪問支援

第1節 基本方針（第96条）

第2節 人員に関する基準（第97条・第98条）

第3節 設備に関する基準（第99条）

第4節 運営に関する基準（第100条）

第7章 多機能型事業所に関する特例（第101条—第103条）

第8章 雑則（第104条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第59条の4第1項の規定により適用される法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき、世田谷区（以下「区」という。）における指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通所給付決定保護者 法第6条の2の2第9項に規定する通所給付決定保護者をいう。
- (2) 指定障害児通所支援事業者 法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。
- (3) 指定通所支援 法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援をいう。
- (4) 指定通所支援費用基準額 法第21条の5の3第2項第1号（法第21条の5の13第2項の規定により同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。
- (5) 通所利用者負担額 法第21条の5の3第2項第2号（法第21条の5の13第2項の規定により同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び肢体不自由児通所医療（法第21条の5の29第1項に規定する肢体不自由児通所医療をいう。以下

同じ。)につき法第21条の5の29第2項に規定する健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該肢体不自由児通所医療につき支給された肢体不自由児通所医療費(以下「肢体不自由児通所医療費」という。)の額を控除して得た額の合計額をいう。

- (6) 基準該当通所支援 法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援をいう。
- (7) 通所給付決定 法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定をいう。
- (8) 支給量 法第21条の5の7第7項に規定する支給量をいう。
- (9) 通所給付決定の有効期間 法第21条の5の7第8項に規定する通所給付決定の有効期間をいう。
- (10) 通所受給者証 法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証をいう。
- (11) 法定代理受領 法第21条の5の7第11項(法第21条の5の13第2項の規定により、同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により通所給付決定保護者に代わり区若しくは他の区市町村(以下「区市町村」という。)が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第21条の5の29第3項の規定により通所給付決定保護者に代わり区若しくは区市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者が受けることをいう。
- (12) 共生型通所支援 法第21条の5の17第1項の申請に係る法第21条の5の3第1項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。
- (13) 児童発達支援センター 法第43条に規定する児童発達支援センターをいう。
- (14) 多機能型事業所 第4条に規定する指定児童発達支援の事業、第65条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第76条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第88条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第96条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。)第77条に規定する指定生活介護(以下「指定生活介護」という。)の事業、指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練(機能訓練)(以下「機能訓練」という。)の事業、指定障害

福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準第174条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス等基準第185条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス等基準第198条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス等基準に規定する事業のみを行う事業所を除く。）をいう。

- 2 前項に掲げるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

（指定障害児通所支援事業者の一般原則）

第3条 指定障害児通所支援事業者の申請者として法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援（病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。）又は診療所（同条第2項に規定する診療所をいう。第66条第1項第1号及び第68条第1項第1号において同じ。）により行われるものに限る。）に係る法第21条の5の15第1項の指定の申請を行う者については、この限りでない。

- 2 指定障害児通所支援事業者は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下この条及び第11条第2項において「通所支援計画」という。）を作成し、当該通所支援計画に基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、当該指定通所支援の効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。
- 3 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者が行う指定通所支援を利用する障害児の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児の立場に立って指定通所支援を提供するよう努めなければならない。
- 4 指定障害児通所支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、区、都道府県、区市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連

携に努めなければならない。

- 5 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者が行う指定通所支援を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第2章 児童発達支援

第1節 基本方針

- 第4条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて、指導及び訓練を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の配置の基準）

- 第5条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）ごとに、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）、保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）
- (2) 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）

- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要

な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を規則で定める基準により置かなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児(法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。)を通所させる指定児童発達支援事業所は、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 嘱託医
- (2) 看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)
- (3) 児童指導員又は保育士
- (4) 機能訓練担当職員
- (5) 児童発達支援管理責任者

第6条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。)ごとに、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。ただし、40人以下の障害児を通所させる指定児童発達支援事業所にあつては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第5号の調理員を置かないことができる。

- (1) 嘱託医
- (2) 児童指導員
- (3) 保育士
- (4) 栄養士
- (5) 調理員
- (6) 児童発達支援管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は、機能訓練担当職員を規則で定める基準により置かなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通所させる指定児童発達支援事業所は、第1項各号に掲げる従業者のほか、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 言語聴覚士
- (2) 機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。)

4 第2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通所させる指定児童発達

支援事業所は、第1項各号に掲げる従業者のほか、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。

(1) 看護職員

(2) 機能訓練担当職員

(管理者)

第7条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援事業所を管理する者（以下この章において「管理者」という。）を置かなければならない。

2 管理者は、専らその指定児童発達支援事業所の管理に係る職務に従事する者でなければならない。ただし、当該指定児童発達支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の管理に係る職務に従事することができる。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第8条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所のうち主たる事業所（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所の従業者及び従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

第3節 設備等に関する基準

(設備及び備品等)

第9条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、指導訓練室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項の指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備及び備品等は、専らその指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第10条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（当該指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。））、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通所させる指定児童発達支援事業所にあつては、障害児の支援に支障がない場合は、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室を設けないことができる。

2 前項の設備は、規則で定める基準を満たさなければならない。ただし、主として難聴児を通所させる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通所させる指定児童発達支援事業所にあつては、この限りでない。

3 第1項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通所させる指定児童発達支援事業所にあつては静養室を、主として難聴児を通所させる指定児童発達支援事業所にあつては聴力検査室を設けなければならない。

4 第1項及び前項に規定する設備は、専らその指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。

第4節 運営に関する基準

（管理者の責務）

第11条 管理者は、指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画（次条、第30条第1項及び第53条第2項第2号において「児童発達支援計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

3 管理者は、その指定児童発達支援事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。

（児童発達支援管理責任者の責務）

第12条 児童発達支援管理責任者は、次項から第8項までに規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 第31条の相談及び援助を行うこと。
- (2) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

- 2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児について、有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活、課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、当該障害児の発達を支援する上での適切な支援内容を検討しなければならない。
- 3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接を行わなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を当該通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討の結果に基づき、その通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向並びに当該障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的な内容、指定児童発達支援の提供上の留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及びその指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携を当該児童発達支援計画の原案に含めるよう努めなければならない。
- 5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に係る当該児童発達支援管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるとともに、その通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書により当該通所給付決定保護者及び必要に応じ障害児の同意を得なければならない。
- 6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。
- 7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、当該児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下この条において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じ変更を行わなければならない。

8 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、定期的に当該通所給付決定保護者及び障害児に面接し、かつ、モニタリングを行い、その結果を記録しなければならない。

9 第2項から第6項までの規定は、第7項に規定する児童発達支援計画の変更について準用する。

(運営規程)

第13条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第16条及び第41条において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域（当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。第20条及び第49条第2項において同じ。）
- (7) 指定児童発達支援の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第14条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者の勤務体制を定めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、

障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 指定児童発達支援事業者は、従業者の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員)

第15条 指定児童発達支援事業所の利用定員は、規則で定める。

(内容及び手続の説明及び同意)

第16条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った通所給付決定保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定により書面の交付等を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量の報告等)

第17条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量（以下この条において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下この条において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。

- 2 契約支給量の総量は、その通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約を締結したときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を区に遅滞なく報告しなければならない。
- 4 前3項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(提供拒否の禁止)

第18条 指定児童発達支援事業者は、正当な理由なく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

第19条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の障害児の利用について区又は障害児相談支援事業を行う者（第47条第1項において「障害児相談支援事業者」という。）が行う連絡調整に協力するよう努めなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第20条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら必要な指定児童発達支援を提供することが困難であると認める場合は、他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第21条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の開始に際し、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定を受けた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認しなければならない。

(障害児通所給付費の支給の申請に係る援助)

第22条 指定児童発達支援事業者は、障害児通所給付費の支給の申請をしていないことにより通所給付決定を受けていない者から指定児童発達支援の利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給の申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第23条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(関係機関との連携等)

第24条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、区、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際し、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、区、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第25条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項をその都度記録しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際し、通所給付決定保護者から指定児童発達支援の提供を受けたことについて確認を受けなければならない。

(通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第26条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができる。ただし、当該金銭の使途が通所給付決定に係る障害児の便益を直接向上させるものであり、かつ、支払を求めることが適当である場合に限るものとする。

2 前項の規定により通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに金銭の支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、当該通所給付決定保護者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに規定する支払については、この限りでない。

(通所利用者負担額の受領等)

第27条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行う指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定児童発達支援事業者は、前2項に定める場合において通所給付決定保護者から支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定児童発達支援事業者は、前3項に規定する額の支払を受けた場合は、当該額に係る領収証を、当該額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(通所利用者負担額に係る管理)

第28条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等（法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者等をいう。以下この条において同じ。）が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を区に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第29条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、第27条第2項の法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けた場合は、当該指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に交付しなければならない。

(指定児童発達支援の取扱方針)

第30条 指定児童発達支援事業者は、児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、当該障害児の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、説明しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。
 - (1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
 - (2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
 - (3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況
 - (4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
 - (5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
 - (6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
 - (7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況
- 5 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(相談及び援助)

第31条 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(指導、訓練等)

第32条 指定児童発達支援事業者は、障害児の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、障害児の心身の状況に応じ、必要な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。この場合において、障害児の適性に応じ、障害児が可能な限り健全な社会生活を営むことができるよう、指導、訓練等を行わなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に從事させなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、その指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、前3項に規定するもののほか、障害児が日常生活における必要な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行わなければならない。

(食事)

第33条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。第3項において同じ。）は、障害児の食事の提供に当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮するとともに、可能な限り変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量^しを含有する献立によらなければならない。

- 2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業所は、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第34条 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、必要に応じ、障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(健康管理)

第35条 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。以下この条及び第49条第2項において同じ。）は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、障害児に対する通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条、第13条及び第17条の規定に準じて行わなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者の健康診断に当たっては、十分に注意を払わなければならない。

(緊急時等の対応)

第36条 指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(通所給付決定保護者に関する区への通知)

第37条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しなければならない。

(定員の遵守)

第38条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員（第10条第2項に規定する規則で定める基準として定められる指導訓練室の定員をいう。）を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第39条 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、かつ、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第40条 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるために、あらかじめ、協力医療機関（当該指定児童発達支援事業者との間で、障害児が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。次条において同じ。）を定めなければならない。

(掲示)

第41条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービス

の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第42条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（次項及び第53条第2項第4号において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況、その理由その他の必要な事項を記録しなければならない。

(虐待等の禁止)

第43条 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第44条 管理者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所を管理する者に限る。）は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関し当該障害児の福祉のために必要な措置を講じるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める行為をする等、その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第45条 管理者及び指定児童発達支援事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、管理者及び従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等（法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。）、指定障害福祉サービス事業者等（障害者総合支援法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）その他の福祉サービスを提供する者等に対し、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該障害児又はその家族の同意を得なければ

ならない。

(情報の提供等)

第46条 指定児童発達支援事業者は、障害児が、適切かつ円滑に指定児童発達支援を利用できるように、実施する事業の内容について情報の提供を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(利益供与等の禁止)

第47条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者総合支援法第5条第18項に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第48条 指定児童発達支援事業者は、障害児又は通所給付決定保護者若しくは当該障害児の家族からの指定児童発達支援に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の22第1項の規定により区長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、障害児又は通所給付決定保護者若しくは当該障害児の家族からの苦情に関して区長が行う調査に協力し、区長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、区長からの求めがあったときは、当該改善

の内容を報告しなければならない。

- 4 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第85条の規定による運営適正化委員会が行う調査又はあっせんに可能な限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第49条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の事業の運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じて、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに区、東京都、区市町村、障害児の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(非常災害対策)

第51条 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(会計の区分)

第52条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなけ

ればならない。

(記録の整備)

第53条 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第25条第1項に規定する提供した指定児童発達支援に係る記録
- (2) 児童発達支援計画
- (3) 第37条の規定による区への通知に係る記録
- (4) 身体的拘束等の記録
- (5) 第48条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 第50条第1項に規定する事故の状況及び処置についての記録

第5節 共生型児童発達支援に関する基準

(共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準)

第54条 児童発達支援に係る共生型通所支援（以下「共生型児童発達支援」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。第62条において同じ。）は、当該事業について規則で定める基準を満たさなければならない。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第55条 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（第63条において「指定通所介護事業者等」という。）は、当該事業について規則で定める基準を満たさなければならない。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第56条 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指

定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)(第64条において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)は、当該事業について規則で定める基準を満たさなければならない。

(準用)

第57条 第4条、第7条及び第8条並びに前節(第15条を除く。)の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

第6節 基準該当児童発達支援に関する基準

(従業者の配置の基準)

第58条 児童発達支援に係る基準該当通所支援(以下「基準該当児童発達支援」という。)の事業を行う者は、当該事業を行う事業所(以下「基準該当児童発達支援事業所」という。)ごとに、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者
- (2) 児童発達支援管理責任者

(設備及び備品等)

第59条 基準該当児童発達支援事業所は、指導訓練を行う場所並びに基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備及び備品等は、専らその基準該当児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用定員)

第60条 基準該当児童発達支援事業所の利用定員は、規則で定める。

(準用)

第61条 第4条、第7条及び第4節（第15条、第27条第1項、第28条、第29条第1項、第33条、第35条、第44条及び第49条第2項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第38条中「指導訓練室の定員（第10条第2項に規定する規則で定める基準として定められる指導訓練室の定員をいう。）」とあるのは、「指導訓練を行う場所の定員」と読み替えるものとする。

(指定生活介護事業所に関する特例)

第62条 規則で定める要件を満たす指定生活介護事業者が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援の提供を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護を提供する場合は、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（前条（第27条第2項から第5項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない。

(指定通所介護事業所等に関する特例)

第63条 規則で定める要件を満たす指定通所介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援の提供を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を提供する場合は、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第61条（第27条第2項から第5項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所等については適用しない。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第64条 規則で定める要件を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援の提供を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第63条第1項又は第171条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合は、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第61条（第27条第2項から第5項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

第3章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針

第65条 医療型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定医療型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第66条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 診療所として必要とされる従業者
- (2) 児童指導員
- (3) 保育士
- (4) 看護職員
- (5) 理学療法士又は作業療法士
- (6) 児童発達支援管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合は、機能訓練担当職員を規則で定める基準により置かなければならない。

(準用)

第67条 第7条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第68条 指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 診療所として必要とされる設備を有すること。
- (2) 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。
- (3) 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。
- (4) 階段の傾斜は緩やかにすること。

2 前項第1号から第3号までに掲げる設備は、専らその指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第1号に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。

第4節 運営に関する基準

(運営規程)

第69条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間

- (4) 利用定員
 - (5) 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
 - (6) 通常の事業の実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）
 - (7) 指定医療型児童発達支援の利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項
- (利用定員)

第70条 指定医療型児童発達支援事業所の利用定員は、規則で定める。

(通所利用者負担額の受領等)

第71条 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行う指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次に掲げる額の支払を受けるものとする。

- (1) 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額
- (2) 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき法第21条の5の29第2項に規定する健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3 指定医療型児童発達支援事業者は、前2項に定める場合において通所給付決定保護者から支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けすることができる。

4 指定医療型児童発達支援事業者は、前3項に規定する額の支払を受けた場合は、当該額に係る領収証を、当該額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければ

ばならない。

- 5 指定医療型児童発達支援事業者は、第3項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第72条 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

- 2 指定医療型児童発達支援事業者は、前条第2項の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る額の支払を受けた場合は、当該指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に交付しなければならない。

(通所給付決定保護者に関する区への通知)

第73条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しなければならない。

(情報の提供等)

第74条 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児が、適切かつ円滑に指定医療型児童発達支援を利用できるように、実施する事業の内容について情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(準用)

第75条 第11条、第12条、第14条、第16条から第26条まで、第28条、第30条(第4項及び第5項を除く。)から第36条まで、第38条、第39条、第41条から第45条まで、第47条から第51条まで及び第53条の規定は、指

定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第11条第2項中「（次条、第30条第1項及び第53条第2項第2号において「児童発達支援計画」とあるのは「（第75条において準用する次条、第75条において準用する第30条第1項及び第75条において準用する第53条第2項第2号において「医療型児童発達支援計画」と、第16条第1項中「運営規程」とあるのは「第69条に規定する重要事項に関する運営規程」と、第26条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第71条第1項」と、第36条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第38条中「定員（第10条第2項に規定する規則で定める基準として定められる指導訓練室の定員をいう。））」とあるのは「定員」と、第41条中「従業者の勤務体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と、第53条第2項第3号中「第37条」とあるのは「第73条」と読み替えるものとする。

第4章 放課後等デイサービス

第1節 基本方針

第76条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて、指導及び訓練を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の配置の基準）

第77条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者
- (2) 児童発達支援管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は、機能訓練担当職員を規則で定める基準により置かなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通所させる指定放課後等デイサービス事業所は、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 嘱託医
- (2) 看護職員
- (3) 児童指導員又は保育士
- (4) 機能訓練担当職員
- (5) 児童発達支援管理責任者

(準用)

第78条 第7条及び第8条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。

第3節 設備等に関する基準

(設備及び備品等)

第79条 指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室並びに指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項に規定する指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

(利用定員)

第80条 指定放課後等デイサービス事業所の利用定員は、規則で定める。

(通所利用者負担額の受領)

第81条 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行う指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

- 3 指定放課後等デイサービス事業者は、前2項に定める場合において通所給付決定保護者から支払を受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、当該通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払を当該通所給付決定保護者から受けることができる。
- 4 指定放課後等デイサービス事業者は、前3項に規定する額の支払を受けた場合は、当該額に係る領収証を、当該額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
- 5 指定放課後等デイサービス事業者は、第3項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(準用)

第82条 第11条から第14条まで、第16条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条、第36条から第43条まで、第45条から第48条まで、第49条第1項及び第50条から第53条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第11条第2項中「(次条、第30条第1項及び第53条第2項第2号において「児童発達支援計画」とあるのは「(第82条において準用する次条、第82条において準用する第30条第1項及び第82条において準用する第53条第2項第2号において「放課後等デイサービス計画」と、第26条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第81条第1項」と、第29条第2項中「第27条第2項」とあるのは「第81条第2項」と、第38条中「定員(第10条第2項に規定する規則で定める基準として定められる指導訓練室の定員をいう。)」とあるのは「定員」と読み替えるものとする。

第5節 共生型放課後等デイサービスに関する基準

(準用)

第83条 第7条、第8条、第11条から第14条まで、第16条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条、第36条から第43条まで、第45条から第48条まで、第49条第1項、第50条から第56条まで、第76条及び第81条の規定は、共生型放課後等デイサービス(放課後等デイサービスに係る共生型通

所支援をいう。)の事業について準用する。この場合において、第11条第2項中「(次条、第30条第1項及び第53条第2項第2号において「児童発達支援計画」とあるのは「(第83条において準用する次条、第83条において準用する第30条第1項及び第83条において準用する第53条第2項第2号において「共生型放課後等デイサービス計画」と、第38条中「定員(第10条第2項に規定する規則で定める基準として定められる指導訓練室の定員をいう。))」とあるのは「定員」と読み替えるものとする。

第6節 基準該当放課後等デイサービスに関する基準

(従業者の配置の基準)

第84条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援(以下「基準該当放課後等デイサービス」という。)の事業を行う者は、当該事業を行う事業所(以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。)ごとに、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者
- (2) 児童発達支援管理責任者

(設備及び備品等)

第85条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、指導訓練を行う場所並びに基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備及び備品等は、専らその基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用定員)

第86条 基準該当放課後等デイサービス事業所の利用定員は、規則で定める。

(準用)

第87条 第7条、第11条から第14条まで、第16条から第26条まで、第29条第2項、第30条から第32条まで、第34条、第36条から第43条まで、第45条から第48条まで、第49条第1項、第50条から第53条まで、第62条から第64条まで、第76条及び第81条(第1項を除く。)の規定は、基準該当

放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第11条第2項中「（次条、第30条第1項及び第53条第2項第2号において「児童発達支援計画」とあるのは「（第87条において準用する次条、第87条において準用する第30条第1項及び第87条において準用する第53条第2項第2号において「基準該当放課後等デイサービス計画」と、第38条中「定員（第10条第2項に規定する規則で定める基準として定められる指導訓練室の定員をいう。））」とあるのは「定員」と読み替えるものとする。

第5章 居宅訪問型児童発達支援

第1節 基本方針

第88条 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の配置の基準）

第89条 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 訪問支援員
- (2) 児童発達支援管理責任者

（準用）

第90条 第7条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。

この場合において、同条第2項ただし書中「ただし」とあるのは、「ただし、第89条第1号及び第2号に掲げる者を併せて兼ねる場合を除き」と読み替えるものとする。

第3節 設備等に関する基準

（設備及び備品等）

第91条 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な

広さを有する専用の区画並びに指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

- 2 前項に規定する設備及び備品等は、専らその指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

(身分を証する書類の携行)

第92条 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者に身分を証する書類を携行させ、居宅への初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者若しくは当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第93条 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行う指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前2項に定める場合において通所給付決定保護者から支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。次条第5号において同じ。）以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供した場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。
- 4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前3項に規定する額の支払を受けた場合は、当該額に係る領収証を、当該額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
- 5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第3項の交通費の額については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該交通費の額について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第94条 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 指定居宅訪問型児童発達支援の利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(準用)

第95条 第11条、第12条、第14条、第16条から第26条まで、第28条から第30条（第4項及び第5項を除く。）まで、第31条、第32条、第34条、第36条、第37条、第39条から第43条まで、第45条、第47条、第48条、第49条第1項、第50条、第52条、第53条及び第74条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第11条第2項及び第12条（第1項、第3項及び第8項を除く。）中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第26条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第93条第1項」と、第29条第2項中「第27条第2項」とあるのは「第93条第2項」と、第30条第1項及び第53条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

第6章 保育所等訪問支援

第1節 基本方針

第96条 保育所等訪問支援に係る指定通所支援（以下「指定保育所等訪問支援」という。）の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができ

るよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて、支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第97条 指定保育所等訪問支援の事業を行う者は、当該事業を行う事業所ごとに、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。

(1) 訪問支援員

(2) 児童発達支援管理責任者

(準用)

第98条 第7条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、同条第2項ただし書中「ただし」とあるのは、「ただし、第97条第1号及び第2号に掲げる者を併せて兼ねる場合を除き」と読み替えるものとする。

第3節 設備に関する基準

(準用)

第99条 第91条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(準用)

第100条 第11条、第12条、第14条、第16条から第26条まで、第28条から第30条（第4項及び第5項を除く。）まで、第31条、第32条、第34条、第36条、第37条、第39条、第41条から第43条まで、第45条、第47条、第48条、第49条第1項、第50条、第52条、第53条、第74条及び第92条から第94条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第11条第2項中「（次条、第30条第1項及び第53条第2項第2号において「児童発達支援計画」とあるのは「（第100条において準用する次条、第100条において準用する第30条第1項及び第100条において準用する第53条第2項第2号において「保育所等訪問支援計画」と、第16条第1項中「運営規程」とあるのは「第100条において準用する第94条に規定する重要事項に関する運営規程」と、第26条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第100条において準用する第93条第1項」と、第29条第2項中「第27条第2項」とあるのは「第100条において準用する第93条第2項」と、第41条中

「従業者の勤務体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と、第92条中「、居宅」とあるのは「、施設」と読み替えるものとする。

第7章 多機能型事業所に関する特例

(従業者の配置の基準に関する特例)

第101条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第5条第1項及び第2項、第6条、第66条、第77条第1項及び第2項、第89条並びに第97条の規定の適用については、第5条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第6条中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第66条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第2項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第77条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第89条中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第97条中「事業所」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）の利用定員の合計が規則で定める数に満たない場合は、当該事業所の従業者を、規則で定める基準により置くことができる。

(設備の特例)

第102条 多機能型事業所は、サービスの提供に支障がないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

(利用定員に関する特例)

第103条 多機能型事業所の利用定員は、規則で定める。

第8章 雑則

(委任)

第104条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。